

令和5年

第8回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和5年8月25日 午後1時30分から
場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 雅 美	9 番 鈴 木 洋 有
2 番 青 木 貞 治	
3 番 二 宮 賢 一	11 番 添 田 政 夫
5 番 古 正 輝 子	
6 番 平 原 則 子	13 番 柳 田 孝
7 番 竹 内 欣 也	
8 番 石 井 雅 浩	16 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

10 番 吉 川 正 12 番 加 藤 正 和 15 番 近 藤 剛 司

3 遅刻委員

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

5 出席事務局員

事務局長 欠席
書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について

議案第23号 農業委員の辞職願について

議案第24号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴う意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は１１名で、定足数に達しておりますので令和５年第８回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、１０番吉川正委員、１２番加藤正和委員及び１５番近藤剛司委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、５番古正輝子委員と６番平原則子委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第２２号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第２２号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、議案書１ページの４件でございます。場所につきましては総会資料の１ページから３ページをご覧ください。

大磯町長より令和５年８月１８日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

最初に１番を説明します。

《議案第２２号１番を朗読》

書記 議案第２２号１番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の露地畑で、借り手は地元で花卉栽培をしている認定農業者で、今回は使用貸借権の新規設定となります。

なお、８月１８日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした柳田委員から説明をお願い

いたします。

13番委員（柳田） 13番柳田です。議案第22号1番の農地について、8月18日に私と事務局で現地調査を行いました。当該農地は、借り手が営農している場所に隣接する農地で、高齢で農業ができなくなった地権者に代わって耕作を行うことで農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と有効活用が図られるとのことです。

議長 では、議案第22号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第22号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第22号1番は原案とおり決定いたしました。
次に2番について事務局より説明をお願いします。

《議案第22号2番を朗読》

書記 議案第22号2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は2年前から西小磯地区で営農を行っている認定新規就農者で、今回は賃貸借権の新規設定となります。

なお、8月18日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。では、現地調査をお願いした柳田委員から説明をお願いいたします。

13番委員（柳田） 13番柳田です。議案第22号2番の農地について、8月18日に私と事務局で現地調査を行いました。当該農地は、非農家が所有する露地畑で、認定新規就農者が地権者に代わって耕作を行うことで農地の有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の有効活用が図られるとのことです。

議長 では、議案第２２号２番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２２号２番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２２号２番は原案とおり決定いたしました。

次に３番と４番については隣接する農地であり、２筆を一体として耕作するため同一条件で借り手に貸すことについて地権者から同意を得ていますので、一括で審議します。

それでは事務局より説明をお願いします。

《議案第２２号３番を朗読》

書記 議案第２２号３番と４番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は隣接する農地であり、効率的な営農を行うため同一条件で貸すことについて地権者から同意を得ています。

借り手は２年前から西小磯地区で営農を行っている認定新規就農者で、今回は２筆とも使用貸借権の新規設定となります。

なお、８月１８日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした柳田委員から説明をお願いいたします。

１３番委員（柳田） １３番柳田です。議案第２２号３番と４番の農地について、８月１８日に私と事務局で現地調査を行いました。当該農地２筆は、隣接した農地で一体として耕作することで営農の効率化が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、営農の効率化が図られるとのことです。

議長 では、議案第２２号３番と４番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２２号３番と４番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２２号３番と４番は原案とおりの決定いたしました。

議長 以上で議案第２２号の全ての審議が終了しました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に議案第２３号「農業委員の辞職願について」を議題に供します。
では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第２３号「農業委員の辞職願について」につきましては、議案書４ページの辞職願の写しをご覧ください。

事務局 《議案第２３号を朗読・説明》

書記 議案第２３号につきましては、「農業委員会等に関する法律」（昭和２６年法律第８号）第１３条に「正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされています。

よって、農業委員を辞職するときは、「辞職願」を農業委員会に提出して農業委員会総会で承認された後、市町村長の同意を得て辞職することになります。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、農業委員の辞職について農業委員会の承認が必要とのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 辞職願の宛名が大磯町長名となっていますが、大磯町農業委員会会長ではないですか。

書記 今回の委員辞職は農業委員会にとって初めてのことで、事務手続きについて公益社団法人神奈川県農業会議に確認をしたところ、農業委員の任命は議会の同意を得て市町村長が行うとされているので、農業委員が辞職するときは農業委員会の同意を得て辞職辞令は町長名で出すとのことです。よって、宛名は町長名でよいとのことです。

した。

委員 任命は町長が行っていますが、辞職願はまずは農業委員会に出されているので会長名でないとおかしいと思います。

委員 議案は、委員辞職について農業委員会が同意するかしないかということなので、宛名がどうであってもかまわないのではないかな。

書記 では、もう一度公益社団法人神奈川県農業会議に確認して来月に報告します。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第23号について承認に賛成される方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第23号について承認することに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第24号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見について」を議題に供します。

では、事務局より議案の説明をお願いします。

書記 議案第24号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見」につきましては、前月に担当課である産業観光課より事前に資料を配布して説明がありました事案でございます。今回の変更について農業委員会の意見を伺いたいとのことです。変更理由につきましては議案書5ページをご覧ください。

議長 ありがとうございます。では、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 先月に説明をしていただいておりますが、もう一度変更点について説明をしてください。

担当課職員 主な変更点は、円滑化団体が削除されたこと、「人・農地プラン」が地域計画に変わったこと、基盤法による利用権設定から農地中間管理事業に一括化されたこと、になります。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第24号について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第24号は原案とおり決定いたしました。

なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書6ページの2件でございます。

事務局 《報告第1号1番と2番を朗読》

書記 報告第1号1番と2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書7ページから9ページの9件でございます。場所につきましては、総会資料の4ページから8ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から9番を朗読》

書記 報告第2号1番から9番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から9番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、

その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和5年第8回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時19分)